



環境表示ガイドラインの改定要旨（案）について

2025年12月

環境省 大臣官房 環境経済課



全体構成（目次）

第1章 本ガイドラインの目的

- 1 – 1 策定の経緯
- 1 – 2 策定の目的

注：新構成（案）のため、次ページ以降の現行ガイドラインの項目番号とは一致していません

第2章 本ガイドラインの対象・適用範囲

- 2 – 1 対象
- 2 – 2 適用範囲

第3章 環境表示に係る要求事項

- 3 – 1 環境表示に係る国際規格
- 3 – 2 自己宣言による環境表示の要求事項
 - (1) ISO/JIS Q 14021規格の構成
 - (2) 本ガイドラインで定める5つの基本項目 項目立て／変更
 - (3) シンボルの使用に関する要求事項
 - (4) 企業姿勢、イメージ広告、銘柄名等に対する要求事項
 - (5) 第三者機関等が運営するマーク等を事業者等が自己宣言により使用する場合の要求事項
- 3 – 3 国際規格（ISO/JIS Q 14021規格）の要求事項に係るチェックリスト
 - (1) ISO/JIS Q 14021規格の一般事項に係るチェックリスト
 - (2) ISO/JIS Q 14021規格の環境主張をする際のシンボルの使用及びその他の情報又は主張に係るチェックリスト
 - (3) ISO/JIS Q 14021規格の評価及び検証に係るチェックリスト

【参考情報】

1. グリーン購入について
2. 公正取引委員会「環境保全に配慮した商品の広告表示に関する実態報告書」
3. 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会による提案「グリーン・コンシマーが望む環境ラベル9原則」
4. 景品表示法に定める「不当な表示」
5. 環境表示に関する海外のガイドライン、自主規制等
6. 「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」について
7. 「環境ラベル等データベース」について

(環境ラベル等データベースの環境表示の掲載例)
→時点更新

第1章 本ガイドラインの目的

前文

- 供給者側の信頼性の確保の必要性を追記
- 信頼性の確保が健全な市場の成長につながる旨を追記

1-1 策定の経緯

- 改訂履歴を追記

1-2 策定の目的

- 政策的背景

第四次環境基本計画（国際市場を視野に入れた取組）



第六次環境基本計画

（「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築）

- グリーンウォッシュ対応の国際動向（2025年12月現在）

UNEP：製品の持続可能性情報の提供に関するガイドラインを発表（2017年）

イギリス：グリーン・クレーム・コードを公表（2021年）、米国：グリーンガイドが改訂中

ISO14020が改訂（2022年）、ISO14021は改訂中

第2章 本ガイドラインの対象・適用範囲

2-1 対象

- 語句等の修正のみ

2-2 適用範囲

- 語句等の修正のみ

第3章 環境表示に係る要求事項

3-1 環境表示に係る国際規格

- 先行して発効済のISO14020に従い、タイプI～IIIの呼称は廃止（全体共通）

3-2 自己宣言による環境表示の要求事項

（1）ISO/JIS Q 14021規格の構成 必要あれば語句等の修正

（2）本ガイドラインで定める5つの基本項目

- ISO14021にも規定されており、UCPDのブラックリストにも追加された「**ライフサイクルの考慮**」を【5つの基本項目】に追加（格上げ）
※現行ガイドラインの③と⑤は相互に関連するため統合し、項目数は変更しない。

現行ガイドライン

《改訂案》

5つの基本項目

- ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと
- ② 環境主張の内容に説明文を付けること
- ③ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能であること
- ④ 製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること
- ⑤ 評価及び検証のため情報にアクセスが可能であること

5つの基本項目

- ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと
- ② 環境主張の内容に説明文を付けること
- ③ **製品のライフサイクル全体を考慮する（プラス面だけでなく重大なマイナスの影響はないか）**
- ④ **環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能で、情報にアクセスが可能であること**
- ⑤ 製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること

- 5つの基本項目に基づいた適切な表示のポイント
→イラストでわかりやすく解説

第3章 環境表示に係る要求事項（続き）

【5つの基本項目】の詳細

① あいまいな表現や環境主張は行わないこと

- あいまいな表現（9用語）、使用条件が定められた特定の用語（16用語）を特定して例示。
(ISO14021、各国ガイドラインとの整合も考慮)
- CFP及びカーボンニュートラルの主張は本ガイドラインの対象外となり、環境省「カーボン・オフセットガイドラインVer3.0」やCFP／LCA関連のISO規格によることを追記。

② 環境主張の内容に説明文を付けること

- 語句等の修正のみ

③ 製品のライフサイクル全体を考慮する（プラス面だけでなく重大なマイナスの影響はないか）【新設】

- 現行の解説に、各国ガイドライン等を参考に以下を追記
 - 製品の環境パフォーマンスを評価する上で重要な、全ての環境侧面や環境影響を考慮する
 - 負のトレードオフを特定する
 - 製品ライフサイクルの観点から見て、重要な環境パフォーマンスを主張する

第3章 環境表示に係る要求事項（続き）

④ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能で、情報にアクセスが可能であること

- 主張を裏付ける合理的な根拠の判断基準の要件を不実証広告ガイドラインを参考に、コラムに【参考】として追記（前回議論を踏まえ記載）
- 評価及び検証の信頼性を高めるために、第三者認証制度や、外部機関による検証の活用についてコラムに参考として追記（前回議論を踏まえ記載）

⑤ 製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること

- 語句等の修正のみ

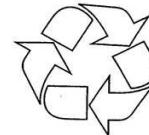
（3）シンボルの使用に関する要求事項

①シンボルの使用

- 語句等の修正のみ。（項目タイトルは削除）

②「メビウスループ」のシンボルマークの使用

- 使用が限定的であるため、本項目を削除。



（3）③～（5）語句等の修正のみ

第3章 環境表示に係る要求事項（続き）

3-3 国際規格（タイプII規格）の要求事項に係るチェックリスト

- 語句等の修正のみ

【参考情報】

5. 環境表示に関する海外のガイドライン、自主規制及び動向

- グリーンウォッシュに関する海外での訴訟の増加や、EUの規制強化等に対応し、情報提供を強化（前回ご議論への対応）

- (1) 米国 →最新情報に更新、内容を追加
- (2) 国際商工会議所 →刷新
- (3) 欧州 →不公正取引慣行指令に差し替え

*不公正取引慣行指令の改正（第三者認証制度によらない、または公的機関により確立されていない持続可能性ラベルは不公正な商慣行と見做される）を念頭に、国外での環境主張に注意喚起

例：カーボンオフセットの不公正取引慣行指令での取り扱いについて

EU不公正取引慣行指令では「温室効果ガスの排出を相殺することに基づいて、製品が温室効果ガスの排出に関して環境に中立的、削減的、またはプラスの影響をもたらすと主張すること」は、いかなる状況においても不公正取引とされている。

- (4) 英国 →刷新
- (5) UNEP
- (6) フランス
- (7) カナダ

} 今回追加

【参考情報】

1. グリーン購入について
→時点更新、内容の見直し
2. 公正取引委員会「環境保全に配慮した商品の広告表示に関する実態報告書」
→修正について消費者庁と相談のうえ検討
3. 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会による提案「グリーン・コンシマーが望む環境ラベル9原則」
→修正について日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会と相談のうえ検討
4. 景品表示法に定める「不当な表示」
→時点更新、景表法違反の事例を追加
5. 環境表示に関する海外のガイドライン、自主規制及び動向
→前頁に記載済
6. 「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」について
→時点更新
7. 「環境ラベル等データベース」について
→時点更新

(環境ラベル等データベースの環境表示の掲載例)
→時点更新

